

介護保険施設 施設長 様

浜松市介護保険課長 谷口 弘記

災害発生時における被災状況報告の取扱いについて

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設等は、日常生活上の支援を必要とする要介護者等が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧等、必要な措置を速やかに講じることが必要となります。そのため、これらの対応を適切に講じるために、施設と行政等の関係者間において、被災状況等を迅速かつ正確に把握することが求められます。

現在、本市における介護保険施設の被災状況報告については、原則、災害時情報共有システムで報告をいただいています。

この度、国の通知が一部改正されたことに伴い、本市の被害状況報告の取扱いを変更いたします。今後の被災状況報告の方法について、下記のとおり定めますので、御承知の上、適切な対応をお願いします。

記

1 報告の流れ

- ① 国が災害時情報共有システム「災害情報」を登録する。
- ② 市が管内の介護保険施設等に対し、被災状況の報告を依頼する。
- ③ **施設・事業の種別を問わず、被害が無い場合であっても速やかに**、災害時情報共有システムから状況を報告する。

※詳細は、浜松市公式ホームページを御確認ください。

【URL】<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/20220619hisaijixyoukixyou.html>

※災害時情報共有システムの使用が困難な場合等については、被害があった場合、被災状況報告書を各福祉事業所長寿保険課、長寿支援課へFAX又はメールにて送付してください（従来の報告方法）。

2 備考

- ・災害時情報共有システムのログイン時のID・パスワードは、介護サービス情報公表システムのID及びパスワードと同様です。ただし、（地域密着型）特定施設入居者生活介護事業所は、本市の高齢者福祉課から附番されたID・パスワードを使用してください。ID・パスワードを忘れた場合は、e-mail(kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)またはTEL（053-457-2875）でお問い合わせください。

【災害時情報共有システムのURL】<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/22/>

- ・システムの具体的な操作方法等は、浜松市公式ホームページに掲載されている操作マニュアル等で御確認ください。